

令和2年度 第1回甲賀市文化のまちづくり審議会 議事録

日時 令和2年（2020年）11月24日（火）

15:00～16:50

場所 あいこうか市民ホール

出席者 委員 今西委員、横河委員、福井委員、瀬古委員、清水委員
河尻委員、大野委員、早川副会長、宇田会長 以上9名
事務局 教育委員会事務局 奥田理事、山本次長
社会教育スポーツ課 杉本課長、岡崎参事、竹寫課長補佐
上村文化係長 以上6名
他部局 政策推進課 加賀主事
障がい福祉課 保井課長
観光企画推進課 竹若主事
歴史文化財課 竹原課長補佐 以上4名

審議会委員12名のうち、出席委員が9名、欠席委員が3名であることから、甲賀市文化のまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により、会議が成立。

傍聴者 5名

1. 開会

2. あいさつ

西村教育長：

平素から甲賀市の教育行政、とりわけ文化芸術の振興につきまして、ご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。また、審議会委員の皆様には、昨年度の甲賀市文化まちづくり二次計画の策定に当たり、たいへんお世話になりありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。本市が文化芸術をまちづくりにつなげるという計画を初めて策定した平成22年（2010年）以降、文化芸術を取り巻く環境は、法的に、また社会的にも大きな変化を遂げた10年間でございました。国の法律では、「劇場、音楽堂等との活性化における法律」、いわゆる「劇場法」が定められた他、「文化芸術振興基本法」が、「文化芸術基本法」と名称を変更され、内容についても一部改訂が行われました。さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。二次計画の策定にあたりましては、現状把握のための基礎調査や、これまでの10年間の検証と課題の抽出を行い、その結果、「文化芸術の表現の自由を尊重し、心が通じ合えるまちづくり」、「文化芸術を担う人を育て活躍ができるまち」、「地域固有の文化芸術資源を活かす創造的なまち」、これら3つのまちの姿を目指すことになりました。また二次計画におきましては、関連条例や計画の今後の方向性として、「文化芸術の振興に関する条例」と「障がい者の文化芸術の振興に関する計画」の進め方について、継続して検討することをお示しいただいたところであります。

本日の審議会には、文化施策に精通され、また全国の文化施策の状況にお詳しい神戸大学教授の藤野一夫先生にお越しいただき、地域における文化芸術に関する条例の必要性や、その実行性と効果、現在の動向につきまして、全国の事例をもとにご教示いただき、皆様とともに学ぶ研修の場とさせていただきます。藤野先生、たいへんお忙しいところ甲賀市にお越しいただき、ありがとうございます。どうかよろしくお願いします。

結びになりますが、本日の審議会が、甲賀市の今後のより良い文化芸術の在り方について、示唆を与えていただく機会となり、ウィズ・コロナ、アフター・コロナの社会において、心豊かなまちづくりを進める取り組みにつながりますよう、お願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

宇田会長：

皆様こんにちは。審議会会長を務めさせていただきます宇田でございます。

11月も、あと数日で12月と、師走を迎える慌ただしい時期となりました。本日は令和2年度第1回目の甲賀市文化のまちづくり審議会を開催させていただき、審議委員の皆様につきましては、公私何かとお忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。ただいま、西村教育長にはごあいさつをいただき、いろいろと我々が取り組んできた経過につきましても、ご報告いただき、ありがとうございます。本日はご案内のとおり、研修といたしまして、文化芸術振興条例について、講師の藤野一夫先生より、ご講義をいただきます。

それでは、これよりレジメに従いまして、進めさせていただきます。まず、事務局より、本日の研修内容の説明と講師のご紹介をお願いします。

事務局：

事務局から、本日の審議会メインとなります研修の目的について、説明させていただきます。令和2年3月に、審議会の皆様のご協力により策定しました「甲賀市文化のまちづくり計画」の二次計画では、「第四章の計画推進のために」のところで、関連条例と計画の方向性について、「本市の文化芸術の創造性が育まれていくよう、市民の意見を反映しながら、条例の策定に向けて進めます」としておりました。このことから二次計画策定後の最初の審議会では、外部講師をお招きし、テーマを「文化芸術振興条例の現在について」と題しまして、地域における文化芸術に関する条例の必要性、その実効性、現在の動向についても学び、勉強する機会を持つことといたしました。次に本日講師としてお越しいただいた先生をご紹介します。神戸大学大学院国際文化学研究科国際文化学部教授の藤野一夫先生です。藤野先生のご専門はドイツ哲学思想史、音楽文化論、文化政策学、アート・マネジメントで、国内のみならず、海外、特にドイツでもご活躍中でございます。また、社会活動では、日本文化政策学会副会長、文化経済学会<日本>理事、滋賀県ではびわ湖ホールを運営する公益財団法人の「びわこ芸術文化財団」の理事でいらっしゃいます。さらには文化施策のアドバイザーとして全国各地でご活躍中でございます。

以上、事務局から本日の内容説明と、講師の紹介でした。

会長：

藤野先生には遠路、たいへんお忙しい中をお越しいただきありがとうございます。早速ですが、ご講義いただき、その後、少し休憩をいただいて、質疑の時間を設けますので、みなさんよろしくお願いします。それでは先生よりよろしくお願いいたします。

3. 協議事項

研修

テーマ：「文化芸術振興条例」の現在について

講師：藤野一夫 氏

(神戸大学大学院国際文化学研究科 国際文化学部教授)

講義

ただいまご紹介いただきました、神戸大学の藤野と申します。本日はよろしくお願いいたします。わたくしは、先ほどご紹介にありましたように、びわ湖ホールの理事を拝命して 15 年位になると思います。その間、ご記憶に残っている方もいらっしゃると思いますが、平成 20 年（2008 年）にはびわ湖ホール 3 月事件で、私も大変な思いをしました。その時に感じたのは、日本の文化政策というものは、いかに脆弱なのかということです。立派なホールができました。そして、一見華やかな文化イベントもあるわけですが、ほんとうに日本において芸術文化というものは、草木のように大地に根差したものになっているのか。より幅広い人の、本当に心のよりどころとなっているのか。地域を豊かにする起爆剤になっているのか。そういったことについて、まだまだという気がいたしました。幸いその後、びわ湖ホールは様々な創意工夫を凝らして、今や日本を代表する公共ホールに成長して、かなり高い評価を得ています。私はびわ湖ホールをはじめとして、少なくとも月に一回は滋賀県に来ているのですが、そこからさらに足を延ばして、基礎自治体がどういう状況にあるのかということを、実際に経験する機会がありませんでした。今回こういう形でお招きいただきまして、甲賀市の素晴らしい文化資源や自然、そして皆様のご活躍を実際知ることができるのを、とても楽しみにしています。よろしくお願いいたします。

本日資料としてお見せする電子紙芝居、パワーポイントですが、30 数枚のスライドになっています。また、比較的大きな字で印刷して、お配りいただいています。3 日前に資料を提出いたしましたが、その後、少しスライドが増えましたので、事務局から新しいものを何等かの形で配布していただけたらと思っています。

全体の流れということになりますが、まず、文化振興条例の事例研究から、振興条例自体がどういうものなのか、すでにご研究されていると思いますが、おさらいをしたいと思います。中でも私が最初に取り組んだのが明石市で、人口 30 万ほどのまちですが、そこで文化振興条例を作るお手伝いをさせていただきました。後でお渡ししようと思っていますが、これが条例の本文です。それから、2 冊だけ今持ってきていますが、条例を作るにあたって中間報告書と最終報告書を 2 冊作りました。それぞれ 200 ページ位です。さまざまなアンケート調査やヒアリング調査、文化資源について、藤野研究室が総出でリサーチしました。議事録なども入っているのですが、こういったものを一年に一冊ずつ作り、条例を作るのに 2 年間かけました。その後、基本計画を作るのに 2 年間をかけましたので、合計 4 年かけて分厚い報告書が 4 冊合計で約 1,000 ページありますが、こういう研究は日本の事例ではおそらく無いと思います。今回は条例に関する中間報告と最終報告をもって参りましたので、参考にしてください。それから最新のものとしては、福岡県が作った条例をコピーしていただいておりますので、時間があれば、その特徴についてご紹介したいと思います。

2 番目は全国の条例制定状況ですが、平成 13 年（2001 年）に文化芸術振興基本法が施行されて、その 10 年後位の中間段階に、全国調査を実施しました。その時の状況をまず報告いたします。この

辺りはすでに忘れ去られつつあるので、思い出すためにということです。

3 番目は平成 29 年（2017 年）に基本法が改正されて文化芸術基本法となったのですが、その改正のポイントを押さえておきたいと思います。

4 番目に、この改正された基本法が、その後自治体の文化政策、「とくに条例にどのような形で、反映されているか」ということについて分析して、かなり数値が並びますが、直近で調べたものを紹介します。

5 番目に、地方自治体の文化関連予算、経費が、この間にどのように変遷していくのか、それと条例の制定のいきさつに何らかの因果関係があるのか、これは非常に重要なポイントになってくると思います。

いよいよ最後に 6 番目ですが、「なぜ文化振興条例、あるいは基本計画が必要なのか」というお話をしたいと思います。

まず、私がこれまで関わってきた、あるいは現在関わっている文化条例、文化振興条例、文化基本条例などいろいろな名称があります。それから基本計画等についてざっと書き出してみました。私の地元の神戸市は、政令指定都市にも関わらず文化振興条例がないのです。ただ、震災から 10 年目の年に、文化憲章みたいなものを作ろうというムーブメントがあって、私もそれに関わって、文化創生都市宣言をいたしました。それに基づいて、文化創生都市プログラムというものを作りました。しかしそれから 10 数年が経って、このプログラムとか宣言そのものが、有名無実化し、外部環境も変わってしまったので、いよいよ昨年ですがビジョンを作ることになり、国でいう推進基本計画にあたる位置づけですが、去年、ワーキングを含めてビジョンを作りました。ただ、コロナの影響で、ほとんど周知されないまま、止まっています。神戸市は審議会がないのです。150 万都市で、いろいろな部署でいろんな文化振興をやっており、財団もあるのですが、コントロールができていません。全体像が見えない。これは大問題なのですが、そういった状況が大都市にはあり得るということです。

次に明石市です。ここにも大問題があります。きょうは、明石市の自慢話をしようと思ってきました。3 年ぐらいまでは自慢話ばかりしてきたのですが、その後できなくなってしまう状況が、この間に起きました。条例を平成 31 年（2019 年）に改正しました。基本計画は何度か改めていました。そして、審議会である文化創生会議は約 8 年動いていましたが、これが突然廃止されたのです。力を入れて、心血注いで明石市とかかわってきたのですが、突然審議会がなくなったのです。これはいろいろな状況があります。市長のトラブルなどもありましたが、そのような状況の時に条例を改正した。条例の最後の第 10 条に、審議会を作りますと書いてあるのですが、そこが、条例改正の時に、すっぱり落とされていました。そういうことがあります。審議会が突然なくなり、私にも知らされなかったということが、最近わかって、大変ショックを受けました。こういう事態が全国で起こり得るということを、まずお知らせしたいと思います。

豊中市に関していうと、条例と基本計画、審議会の 3 点セットで、二重丸をつけたいところです。

大阪府、大阪市には条例があります。特に府の条例はなかなか立派なものです。基本計画も今、第 5 期を作っていますし、審議会もあります。ただし、文化予算がほとんどありません。大都市ですが、維新になってから、文化予算が 10 分の 1 くらいになり、2～3 億円位の予算しかありません。財団やオーケストラの中には、なくなってしまったものがあります。

豊岡市は、きょうの資料として豊岡演劇祭の新聞記事を入れていただきました。今、最先端の文化政策に取り組んでいるまちですが、条例はありません。基本計画は、3 年ほど前に私が取りまと

めをさせていただきましたが、審議会は作れませんでした。ここは心残りがあるところです。

吹田市は条例、基本計画、審議会があり、今、基本計画を改めているところです。

東大阪も二重丸をつけたところで、条例、基本計画があり、審議会が機能しています。

丹波市は条例がありません。基本計画は、私のゼミが総出で支援し、今年の2月に答申をしましたが、残念ながら審議会はできませんでした。

八尾市は、現在進行形で条例を作ることになっています。すでに基本計画があるのですが、基本計画の新しいバージョンと条例策定を、この1~2年で成し遂げようということで、審議会もあります。ここも二重丸です。

これらを整理しますと、タイプAというものは、条例、基本計画、審議会の3点セットがある。タイプBは条例と計画はあるが、審議会はない。タイプCは計画と審議会はあるが、条例は作っていない。タイプDは計画だけ作ったが、審議会がない。この4タイプがあることをお知らせしたいと思います。

例えば、文化振興条例は、どういう仕組みになっているかをお知らせしたいと思います。まず目的ですが、これはなるべく個性的な方がいいかと思います。ここに「人とまちがキラリと輝く市民の文化交流都市」というものがあります。なんでこれが出ているかというと、いろんなところから講演に呼ばれていまして、埼玉県富士見市というところで、条例を作りたいというときに、最初にシンポジウムをやりまして、その時に講演させていただいた時に、キラリ富士見という立派なホールがありますから、キラリを持ってきました。

次に基本理念ですが、市民の自主性と創造性を尊重するというのと、3つの重要なポイントとして、ひとづくり、まちづくり、未来づくりがあり、こういうことが基本理念として掲げられることが多い。

その次に、行政の責務で、これは市町や、都道府県であったりするのですが、行政の責務、役割、施策の総合的、かつ計画的な推進がうたわれていることになっています。ここまではマストなのですが、市民とか団体等の役割については実は任意なのです。私は今回「責務」のところを線で消しています。かつて、私は市民団体等の責務、役割と言っていたのですが、これは行政が作ったものですから、市民とか団体に対して責務というのはちょっと強すぎる。義務ではなく、文化権の保障はある。こういう役割があるとまでは書いていいかもしれないけれども、それ以上の強制力を持つような言葉は、行政等が、市民や団体に割り振ることは良くないという感じがしています。実際みると、都道府県の場合には、県民とか事業者、団体の責務という言葉はほとんど出てきません。基本法では「国は文化芸術に対する国民の関心および理解を深めるよう努めなければならない」というのが国の責務と書いてあるけれども、国民はこうなさいとは書いていないのです。そう考えると、国とか権力を持つ側が作る条例が市民や国民に対して「こうなさい」ということはちょっと出しゃばりすぎではないかという感じがします。

基本施策については、いろいろありますね。例えば子どもの頃から文化芸術に親しめる環境を云々、ということが出てきます。それから基本計画や推進計画の策定に関しては、実は任意なのです。審議会についても任意です。このへんはまず押さえていただきたいと思います。そして、自治体文化政策の全体像の中での文化条例の位置づけということですが、まず公共政策とは何かということですが、公共の福祉を増進させるために立案される施策です。行政の方にとっては釈迦に説法ですが、最上位には総合計画があります。その中で、文化について触れることがあります。今、自治基本条例が制定されている自治体が391あります。これは1,700あまりの自治体の中で22%、全体の1/5位ですが、甲賀市にもこれにあたる「まちづくり基本条例」がありますね。

文化の分野で公共の福祉を増進することを目的とするのが、文化政策の課題だということです。文化に関する条例というのは2つの側面があり、両輪なのですが、まず自治体の文化政策の理念です。これは、どこにいても、どんな世代の人も、どういう経済的な状況の人も、芸術文化を享受できなければならないわけですから、普遍的な立場から必要不可欠である。例えば、人格形成にとって不可欠であり、世界共通の人権に関わることでありますが、そういうものは必ず出てこなくてはならない。

でもそうすると、どこも同じになってしまいますから、地域特性を見極めて、地域の固有性を条例の中に盛り込んでいくことが、もう一つの側面になります。さらにこんにち求められていることは、地域課題がそれぞれ出てきています。たとえば、社会包摂といったものです。地域課題の解決を目指すような理念を入れるべきで、特に基本法が改正された後は文化政策のテリトリーが拡張していきました。そして、文化芸術のための政策というより、文化芸術を用いて様々な問題を解決するというような、いわゆる文化の道具主義化、英語でインストルメンタリズムと言いますが、こういった傾向が強まってきており、これについては賛否両論があります。

その次、条例ができた後に基本計画、これは10年に設定しているところや5年のところもありますが、おおむね10年で、5年たったら振り返って見直すというところが多いです。その中には展開方針とか、重点施策などが書かれています。

その次のアクションプランですが、作っているところと作っていないところがあります、審議会がすごく熱心で、年4〜5回開くところでは、アクションプランまでの進行管理ができますので、3年から5年のスパンで計画します。1年目はここまで、2年目はここまでと、年次計画を作って、事業単位で、それが本当に実現しているかの確認をやっているところもあります。

明石市ですが、文化条例を平成21年（2009年）に作りました。その後、さっきお話した平成31年の改正があったのですが、基本理念としては、よく言われている市民の自主性、創造性の尊重など5つの項目を上げています。基本施策としても5項目で、市民、団体、市の役割、市民との共通の役割、基本計画の策定、それから審議会にあたる文化芸術創生会議の設置で、第3者機関ですが、これも盛り込みました。その2年後に、明石文化芸術創生基本計画を作り、平成28年（2016年）に改正しています。特に重視したのは、キーワードがつかみやすい言葉をみんなで考えようということで、「親しむ、つながる、活かす、育む、伝える」を使いました。そして、それに基づいて展開方針に12項目をあげ、それを細分化して、重点政策として23項目を作っていました。さらに明石の場合はアクションプランを事業ごとの年次計画も作り、年3〜4回の創生会議でチェックするということを8年ぐらい続けました。

なぜ明石の場合は、文化芸術振興ということばを使わないで、「文化芸術創生」ということばを使ったかという、私自身のこだわりもあったのですが、「市」という文字も外したのです。端的に「明石」にしたのは、そこに住んでいる漁師町の漁民や農民も含め、町衆がささえてきた「明石」の文化の心意気を反映するようなものにしたいと思い、「市」をはずしました。そして「振興」ですが、何か寝ている子を揺り起こすような上から目線に感じられたので、「創生」という言葉にしました。さらに団体等の役割の定義のところで、おそらく全国初めてNPOということばを使いましたが、10数年前の当時は随分反対がありました。そして、中間支援組織というものを条例の中に盛り込みました。これはNPOを支援するNPOもあり、市民活動をどうやったらバックアップ、サポートするかに力を入れていましたので、「NPO」や「中間支援」という、これまでの日本の条例にはなかった言葉を盛り込むことができたのです。

創生とはどういう意味かという、その前に神戸市で文化創生都市宣言をした時、本当は創造都

市宣言という言葉だったのですが、創造都市はどこでも言われており、「造」というのは、なんとなく開発的な感じがするので、生きるとか生まれるとかいう言葉の方がいいのではないかと思いました。それで「創生」ということばを神戸市に提案させていただいて、その次に明石市も振興ではなく、「創生」になりました。「創生」には自分のライフスタイルを作り、満たすといった主体的な意味があり、市民が自らのライフスタイルを自己決定できる文化芸術環境を整備し、そして文化芸術によって地域社会と関わりながら、自分の個性を追求する活動そのものが、そのまちをさらに豊かに創生していく。こういった相互作用を意図した条例で、解説をたくさん書き、説明をしました。

あとでお話ししますが、その意図は文化芸術を通じて、いわゆる草の根民主主義を根付かせていくということが、日本にとって重要だということがありました。つまり文化的民主主義の土壌を耕すという意味で、創生という言葉を使いました。この条例の中で一番のポイントとして重視したのが、「つがなる」ということです。これは、コーディネート機能を持つ中間支援組織を設置することを条例の中で述べ、そして基本計画の中でも、しっかりと5つに分けて書いています。

ひとつはサポート機能です。情報提供や人材仲介によって、市民文化芸術活動を間接的に支援していこうというサポート機能です。2番目はプラットフォーム機能で、文化芸術に関する多彩な分野や幅広い年齢層の市民が、出会い、語らい、情報を得ることができる交流の場を町中に作っていく。3番目は広報機能で、市民の文化芸術情報を集約して発信する。4番目はアーカイブ機能です。文化資源や資料のデータ蓄積、人材バンク機能などです。5番目は人材育成機能です。人材という言葉はあまり使いたくないのですが、たとえばアート・マネジメント講座などを開いて、文化芸術の担い手やつなぎ手、プロデューサーやコーディネーターを育成していこうということです。

この5つの目標を、明石では10年間でほぼ達成できたと思っています。それでは、どういう形で達成していったかという、明石市には文化振興財団がありませんでした。全国でもいち早く指定管理者制度を入れて、賛否両論わかれるところですが、図書館なども指定管理にした。しかしこの中間支援機能を負わせる場所として、公益財団法人を作ることになりました。最初はNPOを考えていたのですが、行政改革の中で公益財団法人化ができたという奇跡のような事例です。予め条例の中で中間支援組織というものを定義して、基本計画においてコーディネート機能を持つ中間支援組織の配備を明記したわけですが、この財団がおもしろいのは、普通は、財団というものは施設ができた場合にそれを管理する、つまりハコモノを管理するのが定型です。ところが市民文化活動の中間支援が公益財団法人のミッションとなったものは、日本で他にはなかったことです。これも全国に先駆けての例で、箱モノを持たない財団は唯一無二の存在としてスタートしました。

こんにち、この8~10か月のコロナ渦であらゆる活動が停止してきました。私はこの財団の評議員をしているのですが、おもしろいことに気づきました。財団法人にしろ、会社にしる、指定管理は、利用料金制度で運営していることが圧倒的に多いですね。指定管理料と貸館使用料を足して施設を運営する形態が、全国的に圧倒的に多いわけですが、明石の財団はハコをもっていない。例えば市からは何億円かの補助金が出ているのですね。ハコを持っていないために、利用料金制に依存する必要がなかった。ですから新型コロナ渦で、この財団は全く損失がないのです。ところが、施設の指定管理を企業がやっているところがたくさんありますので、そこは不満があります。

今後懸念されるのは、図書館にしる、文化会館にしる、博物館にしる、指定管理者が引き上げてしまう可能性が出てくるのではないかと。そうしたら、財団がやる、あるいは直営でやるのかという厳しい問題が出てくるのではないかと思います。

もう少し明石の話しをしますが、2019年（平成31年／令和元年）に文化財団と国際交流協会と

が一緒になるという市の方針が出ました。最初は渋っていたのですが、最終的には合併が決まりました。そして明石文化国際創生財団ができました。その時の市の考え方は、市の組織をなるべくスリムにし、人も減らしたいと。計画や進行管理はして、doの方、つまり事業実施の方は財団にお任せしたいとなったのです。

今まで市が直営でやってきた様々な事業を財団の方に移し、その代わり人もつけることになりました。これは随分議論がありました。財団は、市がやっていることを義務だからと押し付けられるのはいやだという押し問答もありました。planとdoを分離したことの功罪を痛感しています。この結果、条例改正で審議会が廃止され、市民参画できる余地がなくなってしまい、市民の側が、文化振興についてチェックできなくなってしまった。審議会はPDCAでチェックをしてきたのですが、その機能も止まってしまったことが現に起きています。明石は審議会を作り、理想的な形で動いていたのに、このようなどんでん返しがあって(行政にお任せすることの)恐ろしさを知りました。

今度は全国の状況なのですが、平成13年(2001年)に文化芸術振興本法ができてから7~8年経った段階で一斉調査を行いました。その結果ですが、1/2位の自治体から回答があったのですが、14%ほどの自治体から、文化振興条例を制定していると回答がありました。おそらくこの時点で全体の70%ほどの自治体が条例を作っていたと思われます。もうすこし細かくみていくと、都道府県レベルでは47.5%、政令市では23%、市で19%、町や村で5%ですから、大きな自治体、大都市圏になるほど、条例を作っていることがわかります。

文化芸術基本法ができるまでは、11ないし12の自治体が独自に文化振興条例を作っていました。これらについては、条文をすべて見て分析したことがありますが、都道府県が北海道、東京都、富山県、熊本県の4つ。政令市はまだゼロでした。中核市が秋田市だけで、市町村が7つぐらいでした。

今年の直近の調査では、162の自治体が条例を作っています。経年変化を見ていくと、平成13年(2001年)の基本法ができてから、平成21年(2009年)まで6倍に増え、2001年から2020年までの20年間で13.5倍に増えています。国が法律を作ったことが、大きな影響となっていることがわかります。

もう一度、平成21年(2009年)の中間段階に戻ります。約7割の自治体が、圧縮と同時に文化予算を圧縮していることがわかりました。後でグラフを見ていただきますが、平成21年(2009年)は国全体の予算がどん底になっていました。しかし、その中でも、文化振興条例のある自治体では、文化予算を増やしているところが7.4%ありました。一方、条例のない自治体で文化予算を増やしている自治体は2.7%しかありませんでした。条例のない自治体の3.4%は特に文化予算を圧縮していた。つまり文化振興条例があることで、一定程度、文化予算の圧縮に対してはどめになっていたことを突き止めることができました。条例があることによって、文化予算の維持拡大に一定の影響を与えていたことが、この10年前の調査でわかったのです。

文化振興財団についてですが、平成10年(1998年)の行財政改革以降になるのですが、外郭団体は減っていく一方で、都道府県や市町村を合わせた全体の38%の自治体が文化振興財団等を持っていましたが、小規模や地方の自治体は、財団を持っていないところが多かった。さらに、統合、廃止、縮小を検討している自治体はこの時点で10%という調査結果を得ました。

先駆的な条例の特徴として、昭和58年(1983年)の東京都の例をあげています。時間の関係で、後で見ていただければと思います。当時の条例は、少しずつ内容が充実していきます。いろんな権利が拡大し、非常に個性的で、まちによって条例に対する考え方がそれぞれ違い、ひとつひとつ読んでいくと、まちの顔が浮かんでくるような条例でした。

ところが平成 13 年（2001 年）に国の基本法ができてから、国の法律に追従する傾向がはっきりしてきました。前例踏襲で、例えば文化芸術が何かということすら議論もなく、国が言う基本法に従う、安請け合的な傾向が強くなってきました。没個性化、金太郎あめの傾向が強まってきました。これだったら、市民とか行政が熱い議論する必要はないですね。コンサルに丸投げすれば条例はできてしまうのです。こういうのでいいのかと疑問を感じ始めたのが、基本法制定以降です。数は増えているが、中身はどうなのかという問題です。

その時に、私がいろいろなところで提案したのは、基本法そのものは平成 29 年（2017 年）の改正で、かなり改善されたと思っていますが、しかし最初の基本法は不十分なところが多かったので、国の法律では不十分なところを自治体の条例で補う補完関係が重要だということでした。

ポイントは 4 点ぐらいになりますが、1 番目は自由権です。公権力から表現や言論の自由をしっかりと守っていくことです。もうひとつは社会権的文化権ですが、文化を享受し参加するための権利を実現するための条件整備に対しては、予算や人、場所をつける、この自由権と社会権の双方に立脚した市民本位の文化権を確立することを条例にしっかりと書いてほしいとお願いしてきました。

2 番目は条例の評価、運用に関わる常設の第三者機関で、イギリスではアーツカウンシルと呼ばれています。アーツカウンシルは全国でいくつかでき始めていますが、行政はお金を出しても口は出さないというアームズレングスの原則に基づく、いわゆるアーツカウンシル的な第三者機関を設けるということです。作っていないところもありますが、作ってもやめてしまったところもあります。

3 番目は、ではお金をどうやって確保するかということです。今、ふるさと納税やクラウドファンディングなど、いろんな仕組みが出てきています。文化振興基金の創設や寄付金の優遇税制など、持続的安定的な財政確保のためのシステム作りを明記して欲しい。そしてそれによって自由権や社会権的文化権を担保するようにしてほしい。名ばかりにならないように。4 番目は市民活動の中間支援組織であるとか、地域文化のコーディネーターなどの機能を設置するように明記してほしい。こういった 4 点の方向から、国の法律の弱い点を補うような条例を作っていけば、条例の意味があるのではないかと主張してきました。

そして平成 29 年（2017 年）に基本法が改正されるわけですが、これは今申し上げましたように、さまざまな弱点を克服するということだけではなくて、もう少し外在的な理由があったわけですね。一つは何かというと、制定から 16 年が経過して、少子高齢化であるとか、グローバル化の進展など、社会の動向が著しく変化していき、その中でインバウンド、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野の連携を視野に入れ、総合的な文化政策の展開が一層求められてきて、これはアベノミクスの流れとも深く関係してきます。

2 番目は令和 2 年（2020 年）の東京オリンピック、パラリンピックです。これに向けて、文化芸術の新たな価値を世界へ発信するビッグチャンスだということです。ロンドンオリンピックで成功したレガシーが日本に入ってきて、でも実現するには文化庁だけではとてもできないので、各省庁との協力でやってきたということです。

法改正の趣旨は 3 つあります。一つは、文化財の保護や芸術文化の振興など、これまでの文化政策をさらに充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むことです。2 つ目は、文化芸術で生み出される様々な価値、たとえば公共的、社会的、経済的価値などを、文化芸術の継承、発展および創造に活用、循環させること。ヴァリュー・チェーンというものです。3 つ目は文化芸術の振興以外の各分野の行政目的に基づく施策であっても文化に関連する各分野の施策は文化芸術に関する施策となることから、「振興」を

取って「文化芸術基本法」としています。「振興」を取った意味はそれだけではないと思いますが、一応この3点から改正したということで、総合政策としての文化政策の考え方になります。

次に、改正した基本法のポイントで、私が評価している点を挙げます。第2条の基本理念の3のところですが、こう書かれています。「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが、人々の、生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」。これは以前の基本法にはありませんでした。

では、どのように書かれていたかという点と、「国民がその居住する地域に関わらず」としか書かれていませんでした。所得の格差とか、障害の有無などは、改正前には書かれていなかったのです。これは、この16年の大きな進歩だと思っています。ただ、限界があり、相変わらず国民が主語なのです。日本国民です。それで、日本国籍をもっていない在留者の人の文化権は守られているのかという大きな問題があり、これは批判的に見ていかなければならない点です。

もう一つ、基本法改正の直後に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」ができました。このことも重要です。ただよく見ていくと、基本理念のイでは、「障害者による芸術上、価値が高い作品等に対する支援を強化すること」とありますが、これって、誰がどうやって、価値が高いと評価するのでしょうか。他にもいくつか奇妙な部分がありますが、こういう法律ができたこと自体は、評価されてよいと思います。それから、障がい者といっても、かなり限定されたものになっています。本来なら、もっと大きな枠組みで共生社会として考えなければいけないのに、共生の中で障がい者にだけターゲットを絞ったが故に、例えば外国人の問題が逆に漏れてしまっている。予算措置も、その点がはずされてしまうという、法律ができたが故に、逆に排除される分野が出てきています。細かいことですが、こういうことにも目を向けていかなければならないという気がします。

文化芸術基本法で、新しく作られた条文を紹介します。基本理念の8ですが、「文化芸術の施策の推進に当たっては、乳幼児・児童・生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。」この文言はこれからいろいろ活用できるとしています。子育て支援などですね。

それから基本理念の10番は、いろいろ物議を醸しているところなのですが、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」とあります。この前半と後半の芸術文化の本来的な価値とそれ以外の価値、外側にある価値をかなり無理やり結び付けようとしている感じがします。同じ時期に、内閣府と文化庁が連携して文化経済戦略を作っています。これが正にアベノミクスなのですが、これも裏表の関係で基本理念の10が作られたのだなとわかります。

実際に、基本法改正以降に作られた条例は数が多いわけではないのですが、今年の4月に施行された福岡県の条例では、改正基本法が如実に反映されていることがよくわかります。たとえば、基本理念の8では、「文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」とあります。国

の基本法とまったく同じです。ただ、観光の位置が変わっています。基本法は、観光が最初に来ていましたが、福岡は最後です。

それから、第三節の第 22 条から 27 条にかけて、障がいのある人の文化芸術活動の推進について、すごく詳しく書いてあります。きょうは説明する時間はありませんので、あとでご覧ください。これはすごいと思いました。逆に、これは別の法律を作ってもいいと思うくらい充実したものです。第四節も、明らかに改正基本法の影響だと思いますが、文化芸術を活用した地域づくりの魅力の発信について、がっつりと書かれています。29 条で「県は、文化芸術の活用による地域の活性化を図るため、文化芸術を活用したまちづくり並びに産業及び観光の振興に資する取組みを推進するものとする。」とあり、30 条は国際交流ですが、「県は、県民とアジアその他の地域の人々との相互理解の促進及び友好提携を締結している地域その他の地域との関係の発展を図るため、文化芸術を通じた国際的な交流に資する取組みを推進するものとする」とあります。いずれにせよ、芸術文化の道具主義化、インストルメンタリズムの傾向がはっきりと条例レベルに反映してきていることがわかります。

文化振興条例と計画の制定状況について最新の情報を確認してきましたのでお伝えしますと、都道府県では、47 のうち、3/4、75%にあたる 35 が条例を制定しています。私の地元である兵庫県は、まだ作っていません。また、計画は 38 が作っていますので、80%です。北海道は条例をすごく早くに作っていますが、計画はまだありません。

次に、政令市で見ますと、政令都市 20 のうち 7 つが条例を作っていますので 35%です。文化芸術創造都市にノミネートされ、文化庁長官賞を表彰されている神戸市と横浜市には、条例がありません。政令市の計画は 95%で、唯一ないのが広島市です。神戸市は、令和 2 年（2020 年）にやっできました。

中核市は 60 ありますが、条例は 23 ありますので 38%です。これを見ると、政令市より中核市の方が多く作っています。中核市の計画は 82%ですから、かなり多いです。滋賀県内では大津市が平成 29 年に作っています。政令市と中核市を除く全国の市町村は 1,663 あり、そのうち条例は 97 の自治体を作っていますので、5.8%になります。まだまだ少ないです。計画のほうは 13.6%あります。

トータルで見ると、都道府県と基礎自治体を合わせて 1,790 のうち、条例は 162 ありますから 9%で、まだ 1 割になっていません。計画は 18.5%ありますので、ちょうど、条例 1 に対して計画 2 の割合ですので、計画はあるけれど条例はないという結果が出ました。

次に参考ですが、観光に関して、今年はインバウンドがたいへんなことになりましたが、本当ならば 4,000 万人を達成しているはずでした。観光に関する条例を調べてみましたが、都道府県が 70%策定しています。政令市はたったの 5%で、市町村は 1.9%しかありません。平成 18 年（2006 年）に、国は文化芸術振興基本法よりもあとですが、観光立国推進基本法を作りました。それ以降、急速に都道府県で関連条例が作られていきました。市町村では 24 作られています。

また、今年の 5 月に、「文化観光推進法」という法律ができました。この法律はぜひお読みください。「文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とするものです」とあり、「このためには、文化施設が、これまで連携が進んでこなかった地域の観光関係事業者等と連携することによって、来訪者が学びを深められるよう、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行う・・・」と書かれています。美術館、博物館の管轄が文科省から文化庁に移ったので、より活用しやすくなり、文化財も活用しやすくなりました。これに関しては、美術館サイドやアート・ワールドの人からすれば、けっこう物議を醸していることでもあります。

今後の地方創生の目玉としては、アートと観光はもう切り離せない、この10年くらい考えるようになってきました。かつてはそうではありませんでした。アートと観光の有機的な連携ですが、甲賀市には、そういったポテンシャルがすごくあるのではないかという気がいたします。アートと観光を結びつけて、様々な価値や効果を満たしているプロジェクトなどの実践事例はあるのですが、制度化や研究は、まだまったく進んでいませんので、アートと観光を一体化するような、たとえば芸術文化観光推進条例のようなものは、日本で先駆けになると思います。ただ、その時に、稼ぐ文化だけを目的とする道具主義的な文化政策ではだめだと思います。そうではなく、文化による自律した地域社会づくりのために、観光を活用するぐらいのしたたかさが必要ではないかと思います。

政令市20の中で、一人当たりの文化歳出がどれくらいあるかという2019年のグラフをご覧ください。一般会計の0.5%ぐらいが中間値となっており、日本はとても少ないですね。横浜市や神戸市は、すごく文化でがんばっているように思うかもしれませんが、0.4%と平均値以下です。上のほうを見ると、さいたま市、京都市、岡山市が1.2%です。堺市が突出しているのですが、これは建設費が入っているためです。堺は、フェニーチェという200億円ぐらいのオペラハウスを作りましたが、その年の統計のため、堺が突出しています。

同じ政令市でも、これだけ文化予算に差があります。条例のある8つの政令市は、一人当たりの年間の文化歳出は4,000円ぐらいです。さいたま、京都、岡山、堺は5,000円以上になっています。これらは、すべて文化振興条例がある市です。次に、条例のない残り12の政令市は平均が2,300円です。20のうち、19の政令市は基本計画を持っていて、これは標準装備だとすると、条例の有無によって2倍もの格差が出てきているのは、計算してみてもびっくりしました。

政令市に限ることではありませんが、条例制定の隠れた意図があり、自分がこれまでいろんな自治体に関わってきたことで感じるのは、平成の大合併によって、新たな市全体のアイデンティティーが必要になってきて、そのアイデンティティーを醸成するのが文化だったのではないか。もちろん、各地域に伝統文化はあります。それは大切にしなければならいけれど、もう一つ、合併した市全体の新しい文化的なアイデンティティーを醸成するには、むしろ新しい文化が良かったりする。たとえば、現代美術のアート・プロジェクトや演劇祭などをやるところが出てきており、その大きな要因の一つとして、条例を作ったところが、圧倒的に文化予算が上がることになったのかなと思います。

なお、国は文化芸術振興基本法と言いながら、芸術文化経費と、文化財経費を分けています。そして、芸術文化経費の中に、事業経費と施設経費と建設経費が入っています。

平成4年(1992年)から平成30年(2018年)までの文化予算の推移のグラフを見ると、右肩下がりがはっきりしています。これ、国ではなく、地方自治体です。平成19年(2007年)から平成20年(2008年)あたりが底を打っています。そして、今は少し上昇傾向にあります。これをどういう風に見るかが重要です。芸術文化経費、文化財経費、合計がほぼ同じような形になっています。建設経費を見てください。1990年代前半、バブルの頃に計画されたハコモノがどんどんできていきましたので、6,000億円ほどの施設建設費がありました。日本の文化予算は施設建設費が入っているので、ハコを作ったときは伸びますが、ハコを作るのをやめると1/4ほどに減っています。建設費は1/20に激減しています。平成5年(1993年)が文化予算のピークで9,540億円ありました。平成19年、20年が2,700億円まで下落しています。平成5年を100とすると、平成19年は28まで下がったことになります。平成13年(2001年)に文化芸術振興基本法ができたにもかかわらず、文化予算は年平均で10%マイナスとなり、改善されていないのです。基本法の影響は文化予算上では影響がなかったのです。

当時は、小さな政府を目指す小泉改革、竹中改革の時代で、文化予算は削ることになったわけです。平成 26 年（2014 年）から、やっと回復傾向になっています。平成 30 年（2018 年）はトータルで 3,825 億円です。このうち、芸術文化事業費が 724 億円で、これも増えています。文化施設の経費、ランニングコストも 2,403 億円と増えています。施設建設費も、6,098 億円と増えています。この増え方をどう分析するかは、むずかしいところです。いずれにせよ、これは第二次安倍政権になってから増えているもので、何らかの投資があったと予測が付きまます。文化予算を平成 19 年（2007 年）で 100 とした場合、今、1.5 倍ぐらいの 142 に増えています。これが、条例や計画が全国で拡大した影響なのか、それともアベノミクスのような経済的な思惑なのかというところは、しっかり分析しなくてはいけないと思っています。きょうは、そのぐらいの示唆に止めておきます。

それから、自治体規模での偏差は見られないけれど、平成 12 年（2000 年）以降に政令市に指定された伸びが、大きいです。これは合併によるもので、合併債が活用されている可能性もあります。

文化庁予算については、平成 15 年（2003 年）に 1,000 億円を突破してからずっと横ばいでしたが、平成 30 年（2018 年）に微増しています。これは平成 29 年（2019 年）の基本法改正の影響かどうか、はっきりとはわかりません。オリパラに向けて少し色がついたぐらいで、今年も少し伸びています。

なぜ、文化振興条例と基本計画が必要か。一番重要なポイントですが、滋賀県の文化審議会でも会長をなさっていたことがあり、私の恩師でもある中川幾郎先生のご意見は、みなさんよくご存知だと思います。地方自治体の事務として法定受託事務と自治事務の 2 つがあり、法定受託事務は、本来国が果たすべき役割にかかわる事務で、必ず法律、政令により事務処理が義務付けられており、絶対やらなくてはならないものです。たとえば、国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、生活保護などです。自治事務は、2 つに分かれます。

自治事務は地方自治体に関する事務ですが、自治事務の A は法定自治事務ですから、政令により自治事務が義務付けられているもので、介護保健サービスとか、国民健康保険、児童福祉、老人福祉、障がい者福祉サービスなどです。一方、B の方は法定外で、義務ではないのです。法定外の自治事務として、法令政令に基づかずに任意で行うもので、どういったものがあるかということ、各種助成金、乳幼児、医療補助金、子育て支援、移住促進などがあります。それから、公共施設、文化ホール、図書館、生涯学習施設、スポーツセンターの管理なども、これにあたります。たとえば図書館法がありますが、それで図書館をぜったい作らなければならないのかということ、そういうことはなく、罰則規定もありません。

それでは、法定外自治事務は無視していいのかどうか、という話になります。中川先生の説のポイントと私が経験してきた現実をまとめると、自治体文化政策と、その対象施設、組織等というのは、法定外のために、確かに自由度が高いのです。裁量の余地がたくさんある。けれども、その時の首長や議会の会派構成によって方針が変わることがあります。それから、条例と基本計画は、自治体文化政策の自主性や主体性が恣意性に逸脱しないための安全装置だということです。首長の勝手気ままに左右されないように条例と基本計画は必要だということです。

具体的には、特定の人の批判、主張、思いつきで行われたり、廃止したりすることを食い止めるために、法定外自治事務の担保としての条例が必要で、その条例に基づく行動方針、あるいは目標、工程表が必要になる。基本計画を作ったり、条例の改正や趣旨がどれだけ実現しているか審議し、PDCA の政策評価をする機関として審議会が必要となる。そうでないと、行政内部の評価、議会だけの議論という政治プロセス、行政プロセスだけで、物事が決まってしまうことになる。そのように中川先生はおっしゃっています。

ただし、私の経験では、現実には条例そのものが首長の恣意で変更され、骨抜きにされることがあります。これは、本当に日本の近年における民主主義の腐敗と、自治の縮小、萎縮、忖度が浸透している、たいへん由々しき問題だと、私は思っています。

中川先生は、文化振興条例のことを安全装置とおっしゃっていますが、もっと根幹に関わるものは、文化的民主主義をどうやって作っていくか、その実践の場として文化施策は必要だという考え方です。住民と専門家と行政が入って、参画と協働で条例と計画を作り、運用していくという、可視的で民主的なプロセスが大切だと中川先生はおっしゃっていますが、安全装置というよりは、これこそが重要だと思います。そして、文化振興条例や計画の策定プロセスが、まさに民主主義的な参加を保障する安全装置のためである以前に、策定プロセスそのものが文化的な民主主義を形成する実践の場だと思っています。ドイツの哲学者であるユルゲン・ハーバーマスの言う「対話的理性」がありますが、「対話の中で、本来あるべき道筋が見えてくる、元々正しい答えがあるわけではない。」ということです。だから、コンサルに丸投げして条例や計画を作るのは、無意味だということなのです。

さらに、法定外自治事務は、自治体の主体性と個性が発揮される自由の王国なのです。義務の王国ではありません。自治体の本質、自治権の中心は、法定外自治事務をいかに自分たちのものとして実現していくか、ここに自治権の核心があります。ドイツの文化政策も研究していますが、ドイツの自治権は、まさに文化を通じて自治を、地域主権を実現するところに核心があります。つまり、国からの縛りのない法定外自治事務は、市民自治、もしくは市民と行政の共治、共治はガバナンスと呼ばれていますが、ガバナンスが共に作られ、人々と地域を活性化する、人間的自由、喜びと幸福の領域であり、まさに文化政策の独壇場だと思います。そういう意味で、条例を作る場合はプロセスがとても重要になってくると思います。

自治体文化行政の花ざかりであった 1980 年代に、松下圭一さん（政治学者）や田村明さん、この方は横浜市の職員でしたが、すばらしい説を出していました。この時の精神を、40 年後のわたしたちはまったく忘れてしまっています。時間の関係で、詳しく触れることはできませんが、ぜひ二人の説をお読みいただきたいと思います。

最後に、文化政策の目的は、「文化的自己決定能力を涵養することにある」。そして、その場合の「文化的」とは両義的、つまり二つの意味がある。一つは、文化芸術について中身を自己決定することです。どういう建物を作るか、どういう文化事業をやるか、そういったことについて決めるのは、地域コミュニティの市民であり、地域の市民が主体的となって決めていくという意味での、文化的自己決定能力です。それと同時に、文化芸術と、その活動を通して、文化芸術以外の事柄に関しても、地域住民や自己決定能力が涵養されることを意図している。

たとえば、文化について議論するとか条例について議論することで、対話的な理性が育まれていくわけで、そういった理性とか判断力を、芸術文化以外の領域にも適用して、この地域、このまちをどれだけすばらしいものにしていくのかを決めていけるようになっていく。ここがすごく重要で、現代市民社会の民主主義的な基盤につながっていくのではないかと思います。それが、カルチャー・デモクラシーです。文化を民主化するのではなく、「文化を通じて民主主義を作り上げていく」。そして人間性を回復していくということです。自治体が計画やビジョンを策定していく場合、国の理不尽な図式や定義を忖度する必要はありません。それぞれの地域の実情に即した文化芸術の推進のために、自治体はしっかりと主体性を持って独自の文化政策、それからうまく観光も取り込んで地域経済、社会も循環する中で、地域住民が豊かに、幸福に暮らせる、そういったまちづくりが重要になってくると思います。

休憩

質疑

委員：

人形劇団に所属している大野と申します。私は仕事柄、お話に出てきた豊岡市の城崎国際アートセンターへお伺いし、一泊させていただいたことがあります。その時、城崎国際アートセンターは、市長が飛行機の中で発案されて実現したと伺いました。また、明石の市民会館では自主公演をさせていただいたこともあり、たいへん興味深く聴かせていただきました。

データを見させていただいて、条例を制定することで、予算が確保されているのが明らかになったという点についてはすばらしいことだと思いましたが、条例を作ることで、魅力あるまちづくりとして、ちょっと変わった提案みたいなものが実現しにくくなるということはないのでしょうか。城崎は、すごく先進的な営みで、泊りがけで劇や芸術作品を作ったりできて、確か宿泊費が無料でした。そのかわりに、そこに来たパフォーマンス団体は、学校などでワークショップや実演をしなければいけないという、すごいルールがあって、それが小・中学生に還元されている営みだとお聞きしています。私たちの仕事柄、すべての子どもたちが芸術に触れる機会を作りたいと思って活動していますし、それは、幼稚園、保育園、小学校だと思っています。そういうことが、条例を作ることで、自由な発想の妨げになるようなことはないのでしょうか。

講師：

2つのポイントがあると思います。まず、城崎の国際アートセンターができて、今5年目に入っていますが、できて2年目の時に市長から、このままだと、安定的に発展させることが難しくなるかもしれないとお話があり、持続可能に発展させていくために、基本計画を作ってほしいというお話をいただきました。城崎のようなところで、世界的にも先端的なことをやるというのは、当然、住民感情からして反発があります。わたしは、文化振興計画を作るための取りまとめをさせていただき、地域の文化活動をされている方が半分くらいいる審議会でも2年間議論をしました。かなり、耳の痛いこともお聞きしました。外ものをこんなに優遇して、私たちはどうなるのかということたくさん聞きましたが、市長がおっしゃっていたのは、これは少子高齢化対策であり、移住促進であると。総花的なことをやっているのは、この地域は生き残れないという決意が堅かったのだと思います。だから、地域で文化活動をしている方からの反発はあるけれど、それを甘んじて受けたのだと思います。

基本計画ができた後に、新しい文化会館を作るにあたっての取りまとめも2年間しましたが、そのときも、相当市民とお話しをして、いろんな反発がありました。新しいことや先端的なこと、外ものが入ってくると反発があるのですが、それはひとつひとつ丁寧に聴いていかなくてはならないと思います。でも、聴いていって、差し障りのないものを作っていって成功しないのです。豊岡で基本計画を作ることになった大きな理由は、アートセンターのようなものができたとしても、豊岡の人たちがサポートする寛容性が醸成されるような計画にしたかったからです。時間はかかると思いますが、外ものを受け入れる寛容性が、最終的には、この地域が生き残り、日本を、そして世界をリードする地域になるという、かなり長期的で大きな展望です。しかも、実は文化担当ではなく、大交流課という産業振興が担当で、産業政策として、先端的なアートセンターをやっているの

です。

もう1点、基本計画は、ある程度個性的なことも書き込んでいかなくてはいけないのですが、条例に関しては2つ考え方があると思います。地域でやっている個性的なことをおもてに出して、これをやりましょうと書くのか、それとも、やはり理念ですから、人類にとって普遍的なことで、人間形成にとって芸術文化は不可欠であることを、しっかり理念として書き込んでおくだけでいいのではないかと、つまりシンプルなものでもいいのではないかと。これについては、みなさんで議論したほうがいいと思います。

今は、障がい者のことや共生社会のことは入れなくてはいけないと思います。それから、地域が補助金漬けではなく、自分たちで自立した経済社会圏を作るためには、観光も入れなくてはいけないと思います。とはいえ、あれやる、これやる、というのではなく、広く解釈できるような、ある意味抽象的な理念法で良いのではないかとという気がします。それに比べると、福岡県の条例は、かなり細かく書き込んでいます。それから、京都府の文化力による未来条例では、文化と産業を結びつける傾向がはっきり出てきています。

また、行政の義務は当然必要ですが、市民や団体の責務まで書き込むのかどうかも、議論の余地があると思います。金太郎飴のように、国や県がこういうものを作りました、隣の自治体がこういうものを作りました、だから、単語だけ変えてこういうものにしようというのではなくて、まずは白紙にして、条例の理念は何なのかなど、一からみんなで議論するところから始めたらおもしろいと思います。だから、きょうのわたしの話しが先入観にならない方がいいなという気がします。

委員：

きょうは、いろんなことで本当に勉強になりました。歳出に占める文化予算の割合で、興味深く見せていただいたのですが、京都市が高いのはなるほどと思いますが、さいたま市が高いのが意外でしたが、大都市の周辺のまちが、けっこうがんばっていると感じました。

講師：

このデータを読み解くのは興味深いのですが、すごく難しいのです。たとえば、横浜市が平均より下回っているとあります。横浜は人口375万人と、日本最大の基礎自治体であり、確かにブランド力があるのですが、一人当たりの予算にすると少なくなってしまう。また、東京に依存していることが多いので、意外に横浜でやっていることは少ない。神奈川県がどれだけ文化予算があるかという、一人当たり130円しかないのです。イメージとして神奈川はすごいと感じられるし、個人レベルでは、神奈川は習い事が盛んですが、行政としてはあまりやっていないのです。

もっと下にきている大阪市は、民間がすごく強いのです。オーケストラは民間が支えていますし、企業は力を合わせています。神戸も結局大阪で文化を享受していて、ブランド力と、実際の文化に対する額の投入は、実は違っています。ところが、広域合併したさいたま市は、ブランド力がない分、文化をがんばらないといけないのです。さいたま市は、5〜6年前から新しい国際芸術祭をやっていますし、新しい文化施設も作っています。広域合併したところは、東京とは違う独自の新しいアイデンティティーを作るために、芸術文化に相当の先行投資をしています。横浜や神戸はもともとブランドがあるからぬるま湯なのです。だから、これだけ開きが出てくるのだと思います。

委員：

もう一つ質問です。昨年、愛知での「あいちトリエンナーレ」で、慰安婦の少女像が展示されて、

いろんな批判が外部からもありましたが、これに対して、条例を作っているか、いないかが関係してくるのでしょうか。

講師：

愛知県は、90年代から、愛知芸術文化センターのように立派な文化施設を作っていますが、条例ができたのは比較的最近で、平成30年なのです。名古屋市は、条例がまだないです。おそらく、愛知県は、トリエンナーレを安定的に続けていくためにも、条例は必要だったのだと思います。条例の中で、自由権的文化圏と社会権的文化圏の両方が重要だと思いますが、自由権の部分をしっかりうたうことは必要です。条例がない場合は、国の基本法で自由権がしっかりうたわれていますから、そこは根拠にはできると思います。

委員：

先生ありがとうございました。たいへん勉強になりました。審議委員に選ばれて、私は短歌をやっておりますが、どんな力になれるのか思っていたのですが、きょうのお話を聴きまして、人間にとって芸術文化は必要だと、この理念を議論することも大切だとおっしゃって、本当にそう思いました。コロナ渦で、短歌も大会やいろんなことが何もできなくて、また、個人的にはコーラスもやっておりますが、このホールの舞台でも、本当なら合唱祭があるはずでしたが、それもできませんでした。私は、心が泣いていました。やはり、人間にとって、芸術文化は必要だと、このことを話し合うだけでも、審議会の委員として本当にしみじみと思いました。ありがとうございました。

(2) その他

次回開催予定 令和3年3月

今年度の実績の検証、今後の課題